

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十四年十月二日

## 目次

岐阜県防災会議に関する条例及び岐阜県災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例	(防 災 課)	二
岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例	(医 療 整 備 課)	三
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(生 活 衛 生 課)	六
岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事等を定める条例	(業 務 水 道 課)	六
岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(高 齢 福 祉 課)	八
岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子 ども 家 庭 課)	八
岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例	(道 路 建 設 課、道 路 維 持 課、街 路 公 園 課、交 通 規 制 課)	一
岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例	(道 路 維 持 課)	一〇
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(都 市 政 策 課)	一一
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(街 路 公 園 課)	一一
岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下 水 道 課)	一二
岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例	(公 共 建 築 住 宅 課)	一三

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県防災会議に関する条例及び岐阜県災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例(条例第五九号)
- 一 岐阜県防災会議に関する条例の一部改正(第一条関係)
  - 「災害対策基本法」の一部改正に伴い、岐阜県防災会議の委員の定数の上限を五〇人から六〇人へ引き上げることとした。
  - 二 岐阜県災害対策本部に関する条例の一部改正(第二条関係)
  - 「災害対策基本法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(条例第六〇号)
- 一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「医療法」の一部改正に伴い、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めることとした。(本則関係)
  - 二 この条例は、平成二十五年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第六一号)
- 一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」による「食品衛生法施行令」の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準を定めることとした。(第七条関係)
  - 二 飲食店等営業者は、従業者が新型インフルエンザ等の感染症の病原体保有者である場合は、その者を食品に直接接触する作業等に従事させないようにすることとした。(別表第一関係)

三 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例(条例第六二号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「水道法」の一部改正に伴い、県営水道用水供給事業の布設工事を行う際、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例(条例第六三号)

一 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金の設置期間を平成二四年二月三日から平成二五年二月三日に延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第六四号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「社会福祉法」の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例(条例第六五号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、特定道路、特定公園施設及び信号機等が満たすべき基準を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例(条例第六六号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「道路法」の一部改正に伴い、県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めることとした。

(本則関係)

二 この条例は、平成二四年一月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六七号)

一 関市風致地区条例の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第六八号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「都市公園法」の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模並びに公園施設の建築面積の割合の基準を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例(条例第六九号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「下水道法」の一部改正に伴い、流域下水道の構造の技術上の基準を定めることとした。(第四条、第九条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第七〇号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「公営住宅法」の一部改正に伴い、公営住宅の整備基準を定めることとした。(第一章の二関係)

二 入居者資格について、子育て世帯の範囲を中学校を卒業するまでの者がある世帯へと拡大し、及び入居収入基準の上限額を二五九、〇〇〇円へ引き上げることとした。(第四条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

条例

岐阜県防災会議に関する条例及び岐阜県災害対策本部に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十九号

岐阜県防災会議に関する条例及び岐阜県災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県防災会議に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県防災会議に関する条例(昭和三十七年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十人」を「六十人」に改める。

(岐阜県災害対策本部に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県災害対策本部に関する条例(昭和三十七年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六十号

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三条 法第七条の二第四項の規定により条例で定める補正の基準は、次のとおりとする。

- 一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床数又は病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数をもって除した数(その数が〇・〇五以下であるときは零)を乗じて得た数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。
- 二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
- 三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。
- 四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものは、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日直前の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該申請があつた日直前の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

第四条 法第七条の二第五項の規定により条例で定める補正の基準は、介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

(専属薬剤師の配置)

第五条 法第十八条の規定により条例で定める配置の基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

(病院の人員数)

第六条 法第二十一条第一項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除いた数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除いた数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除いた数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除いた数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除いた数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一を加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適當数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適當数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

(病院の施設等)

第七条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次の各号(第二号から第四号までの施設にあつては、療養病床を有する病院に限る。)に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は履具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)

蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、

寝具等の消毒を行うことができるもの（消毒施設を有する病院に限る。）

二 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しむる広さを有するもの

三 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するもの

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの  
（療養病床を有する診療所の人員数）

第八条 法第二十一条第二項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一。ただし、そのうちの二については看護師又は准看護師とする。

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

2 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる入院患者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設）

第九条 法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設は、第七条第二号から第四号までに掲げるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第三条第一項第三号及び第四条の規定は、当分の間、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、省令第四十八条第五項に規定する療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（当該転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、第三条第一項第三号及び第四条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

4 省令第五十二条第一項及び第三項に規定する病院に適用される看護師及び准看護師の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日まで）の間に限る。）は、第六条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を

合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

一 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数

三 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数

5 前項の病院に適用される看護補助者の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数に二を乗じて得た数を加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）とする。

6 省令第五十三条の規定による届出をした特定介護療養型医療施設又は特定病院に適用される看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）の基準は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに

一

7 省令第五十四条の規定による届出をした特定介護療養型医療施設又は特定診療所に適用される看護師等の員数の基準は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに

一

8 省令第五十五条の規定による届出をした特定介護療養型医療施設又は特定診療所に適用される看護師等の員数の基準は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すことに一（そのうちの二については、看護師又は准看護師）とする。

9 精神病床を有する病院（省令第四十三条の二に規定するものを除く。）については、当分の間、第六条第一項第二号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者」とする。

10 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」といふ。）附則第二十二條に規定する病院のうち、第七條第二号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該適合しない規定に限り、適用しない。  
11 改正省令附則第二十四條に規定する診療所のうち、第九條の規定に適合しないものについては、当該適合しない規定に限り、適用しない。

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十一号

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（という。）」の下に「及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」といふ。）を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準）

第七条 令第八条第一項の規定により県が条例で定める食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デンプンフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の

検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 令第八条第一項の規定により県が条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準は、法第二十九条第一項に規定する検査又は試験に関する事務を行うために必要な知識又は経験を有する職員を置くこととする。

別表第一の一の項第九号中「十の項第四号から第六号」を「十の項第五号から第七号」に改め、同表十の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「従事者」を「前号に掲げる場合のほか、従事者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

3 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第二項の規定により、食品に直接接触する作業等に従事させないこと。

附則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十二号

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十一年法律第七十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が経営する水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに県が経営する水道用水供給事業及び県が設置する専用水道における水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者を置く水道の布設工事)

第二条 法第三十一条において準用する法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第八項に規定する水道施設の新設に係る工事
- 二 一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 三 沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第三条 法第三十一条において準用する法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する

課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第二号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号

に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第四条 法第三十一条及び法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

九 第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 第一号、第三号及び第四号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、第三号に規定する学校の卒業者については七年以上、第四号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十一 外国の学校において、第九号に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十二 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了し

た者

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「二年」とあるのは「一年」と、同項第二号中「三年」とあるのは「二年六月」と、同項第三号中「五年」とあるのは「二年六月」と、同項第四号中「七年」とあるのは「三年六月」と、同項第五号中「十年」とあるのは「五年」と、同項第六号中「あつては一年」とあるのは「あつては六月」と、「二年」とあるのは「一年」と、同項第七号中「最低経験年数」とあるのは「最低経験年数の二分の一」と、同項第八号中「一年」とあるのは「六月」と、同項第九号中「四年」とあるのは「二年」と、「六年」とあるのは「三年」と、「八年」とあるのは「四年」と、同項第十号中「五年」とあるのは「二年六月」と、「七年」とあるのは「三年六月」と、「九年」とあるのは「四年六月」と、同項第十一号中「最低経験年数」とあるのは「最低経験年数の二分の一」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十三号

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十四号

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第三条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第四条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第五条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第六条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第七条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第八条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 三十歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第九条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 事務室

二 相談室

三 宿直室

四 居室

五 集会室兼談話室

六 静養室

七 医務室

八 作業室

九 食堂

十 調理室

十一 洗面所

十二 浴室

十三 便所

十四 洗濯室

十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 居室

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を常に保持するために必要な措置が講じられていること。

五 その他非常災害に際して必要な設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十一条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十二条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十三条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔を保持しなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十四条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る給付金（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）第十四条の二の厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第十五条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する婦人保護施設における居室（この条例の施行の日以後に増築又は改築の工事に着手するものを除く。）の床面積については、第九条第四項第二号イ中「四・九五平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十五号

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定道路

第一節 通則（第三条）

第二節 歩道等（第四条 第十一条）

第三節 立体横断施設（第十二条 第十七条）

第四節 乗合自動車停留所（第十八条・第十九条）

第五節 自動車駐車場（第二十条 第三十条）

第六節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十一条 第三十五条）

第三章 特定公園施設（第三十六条 第四十八条）

第四章 信号機等（第四十九条 第五十二条）

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号、以下「法」という。）の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路、特定公園施設及び信号機等が満たすべき基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第四号、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号、以下「令」という。）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）の例による。

第二章 特定道路

第一節 通 則

(特定道路の構造に関する基準)

第三条 法第十条第一項の条例で定める基準は、この章に定めるところによる。

第二節 歩道等

(歩道)

第四条 道路(自転車歩行者道を設けるものを除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第五条 歩道の有効幅員は、岐阜県道の構造の技術的基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第五十三号)第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、岐阜県道の構造の技術的基準を定める条例第十条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第六条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第七条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第八条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して緑石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける緑石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第九条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第十条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第十一条 第五条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第七条第二項に規定する基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三節 立体横断施設

(立体横断施設)

第十二条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 籠の内法幅は一・五メートル以上、内法奥行きは一・五メートル以上であること。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は一・四メートル以上、

内法奥行きは一・三五メートル以上であること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号に掲げる基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上、前号に掲げる基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上であること。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、第二号に掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造であること。

六 籠内に手すりが設けられていること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能が設けられていること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置が設けられていること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造であること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上、有効奥行きは一・五メートル以上であること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(傾斜路)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配が設けられていないこと。

四 二段式の手すりが両側に設けられていること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通する場所を示す点字が貼り付けてあること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものであること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものであること。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が一・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐ必要がある場合は、柵その他これに類する工作物が設けられていること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場が設けられていること。

(エスカレーター)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置されていること。

二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造であること。

四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。

六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。

七 踏み段の有効幅は、一メートル以上であること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、六十センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上で、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定められていること。

二 縦断勾配及び横断勾配が設けられていないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

三 二段式の手すりが両側に設けられていること。

四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字が貼り付けてあること。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものであること。

六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

第十七条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 有効幅員は、一・五メートル以上であること。

二 二段式の手すりが両側に設けられていること。

三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字が貼り付けてあること。

四 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものであること。

六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものであること。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

九 階段の下面と歩道等の路面との間が一・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐ必要がある場合は、柵その他これに類する工作物が設けられていること。

十 階段の高さが三メートルを超える場合は、その途中に踊場が設けられていること。

十一 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては一・二メートル以上、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上であること。

第四節 乗合自動車停留所

(高さ)

第十八条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十九条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

第五節 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第二十条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。

二 有効幅は、三・五メートル以上であること。

三 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。

(障害者用停車施設)

第二十一条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。

二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅が一・五メートル以上、有効奥行きが一・五メートル以上である等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造であること。  
 三 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。

(出入口)

第二十二條 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

一 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上であること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造で、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造であること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。  
 (通路)

第二十三條 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上であること。  
 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。  
 三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(エレベーター)

第二十四條 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第十三条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。

4 第十三条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十五條 第十四条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十六條 第十七条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段について準用する。

(屋根)

第二十七條 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十三条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第二十八條 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備が設けられていること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりも設けられていること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていること。  
 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所であること。

第二十九條 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 第二十三条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造であること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上であること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。  
 ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。

五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する案内標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の水洗器具が設けられていること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第三十条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第二十八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第六節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第三十一条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十二条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこ

と等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第三十三条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

第三十四条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(防雪施設)

第三十五条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第三章 特定公園施設

(特定公園施設の設置に関する基準)

第三十六条 法第十三条第一項の条例で定める基準は、この章に定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第三十七条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第三十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する令第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、一・二メートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理

由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上であること。

ハ 出入口からの水平距離が一・五メートル以上の水平面が確保されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、一・八メートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、一・二メートル以上とすることができる。

ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ハ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ニ 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ホ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字が貼り付けてあること。ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ハ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路が併設されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、一・二メートル以上であること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下であること。

ハ 横断勾配が設けられていないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第四十六条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。（屋根付広場）

第三十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口の幅は、一・二メートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合において傾斜路を併設するときは、この限りでない。

三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第四十条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口の幅は、一・二メートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合において傾斜路を併設するときは、この限りでない。

三 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

四 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

五 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第四十三条第二項(第四十五条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四十四条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第四十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、第三十九条第一号及び第二号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、一・二メートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ハ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ニ 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ホ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ヘ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせさせて床面に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)が設けられていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第四十三条第二項(第四十五条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四十四条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

イ。

一 幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・二メートル以上であること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段が設けられていないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

## (駐車場)

第四十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三・五メートル以上であること。

二 当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示がされていること。

(便所)

第四十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所であること。

第四十四条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。

傾斜路を併設するときは、この限りでない。

三 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

四 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

五 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号、第四号及び第五号の規定は、前項の便房について準用する。

第四十五条 前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第四十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第四十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(揭示板及び標識)

第四十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利

用する標識について準用する。

第四十八条 第三十八条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三十八条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第四章 信号機等

(信号機等に関する基準)

第四十九条 法第三十六条第二項の条例で定める基準は、この章に定めるところによる。

(信号機に関する基準)

第五十条 信号機は、次の各号のいずれかに該当するものであること又は信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができるものであることとする。

一 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)

に從つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に從つて道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に從つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第五十一条 道路標識は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであることとする。

(道路標識に関する基準)

第五十二条 道路標識は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 反射材料を用い、又は反射装置を施したもの

二 横断歩道であることを表示する道路標識であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

岐阜県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十六号

岐阜県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第三項の規定に基づき、県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。以下「案内標識等」という。)の寸法を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号。以下「令」という。)の例による。

(案内標識等の寸法)

第三条 案内標識等の寸法は、令別表第二に規定する案内標識等の寸法に準じて規則で定める。

2 前項の場合において、日本語に併せて表示するローマ字の大きさが、令別表第二において当該日本語の大きさの十分の七を超えない値とされるときは、これを十分の七の値として定めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十四年十一月一日から施行し、同日以後に設置する案内標識等

から適用する。

2 この条例の施行の際現に設置している案内標識等の寸法については、なお従前の例による。ただし、当該案内標識等を修繕する場合には、その修繕の内容及び程度に応じて、この条例に規定する寸法に適合するよう努めるものとする。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十七号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十七の項中、「関市」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十八号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「号」の下に「以下「令」という。」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、設置する都市公園の特質に応じてその分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の割合）

第二条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

（公園施設の建築面積の割合の特例）

第二条の四 令第六条第一項第一号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第六条第一項第二号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第六条第一項第三号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条及び前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第六条第一項第四号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条及び前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十九号

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例

岐阜県流域下水道条例（平成二年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「都市」を「この条例は、都市」に、「併せて」を「あわせて清流その他の」に、「第二十五条の第二項」を「以下「法」という。」に、「を設置する」を「の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第四条中「知事が」を「規則で」に改め、同条を第十一条とする。

第三条を第十条とする。

第二条の見出しを「設置」に改め、同条中「流域下水道の名称及び流域関連公共下水道の処理区域又は予定処理区域の存する市町は、」を「法第二十五条の第二項の規定により、流域下水道を」に、「とする」を「設置する」に改め、同条の表名称の項中「処理区域」を「流域関連公共下水道の処理区域」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の六条を加える。

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第四条 法第二十五条の第十項において準用する法第七条第二項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第八条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第五条 排水施設及び処理施設（これを補充する施設を含む。第七条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして知事が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう知事が定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の基準)

第六条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるもの

とすること。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 マンホールには、蓋（汚水を排除すべきマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第七条 第五条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の飛散を防止する措置が講じられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第八条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの

(終末処理場の維持管理)

第九条 法第二十五条の第十項において準用する法第二十一条第二項の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

と。  
五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

第一条の次に次の一条を加える。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

附 則

1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する排水施設又は処理施設であつて、改正後の第五条第五号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に改築(災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事業以外の工事業により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条 第三条)」を「第一章 総則(第一条 第三条)」を第一章の二 公営住宅等の整備(第

三条の二 第三条の六)」に改める。

第二条に次の一号を加える。

六 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十

三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、県が公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)第一条第三号の国土交通大臣の定めるところにより認定した額。以下「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者(以下この号において「控除対象配偶者」という。)若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族(以下この号において「扶養親族」という。)で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

ロ 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円  
ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円(その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)

ホ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円(その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額)

第一章の次に次の一章を加える。  
第一章の二 公営住宅等の整備(整備基準)

第三条の二 法第五条第一項及び第二項に規定する条例で定める公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)の整備基準は、この章に定めるところによる。

(整備の基本方針)  
第三条の三 公営住宅等は、世帯構成に応じた多様な規模の住戸を組み合わせるとともに、災害発生時の避難場所その他周辺の住民が利用可能な施設とするなど、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

2 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとつて便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

3 公営住宅等は、耐震性、耐久性等を備え、長期にわたり良質な状態で使用できる住宅となるように整備しなければならない。

4 公営住宅等は、環境に配慮し、自然と共生するものとなるように整備しなければならない。

5 公営住宅等の建設に当たつては、当該公営住宅等の構造及び地域の実情に応じて県産材の有効活用を図るとともに、設計の標準化、合理的な工法の採用及び規格化された資材の使用に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(敷地の基準)

第三条の四 公営住宅等の敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(公営住宅の基準)

第三条の五 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

2 公営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く）は、二十五平方メートル以上とする。

3 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。

4 公営住宅には、次に掲げる措置が講じられていなければならない。

一 防火、避難及び防犯のための適切な措置

二 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置

三 床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を適切に図るための措置

四 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）

第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分の劣化の軽減を適切に図るための措置

五 構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修を行うことができるための措置

六 各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置

七 住戸内の各部における移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この章において同じ。）が日常生活を支援なく営むことができるための措置

八 通行の用に供する共用部分における高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置

5 敷地内には、必要な自転車置場、物置、こみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

6 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(共同施設の基準)

第三条の六 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

2 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

3 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

4 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

5 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第四条中「老人」を「高齢者」に、「第三号及び第四号」を「第二号、第四号及び第五号」に改め、後段を削り、同条第一号を次のように改める。

一 その者の入居の際の収入がイから八までに掲げる場合に応じ、それぞれイから八までに定める金額を超えないこと。

イ その者の同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合 二十五万九千円  
 ロ その者が次のいずれかに該当する場合 二十一万四千円

(1) その者又は同居者のいずれかが障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(2) その者が六十歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者

(3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、規則で定める者

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

第十三条第一項中「公営住宅法施行令(以下「令」という。)」を「令」に改める。

第十八条第二項中「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令(平成二十三年国土交通省令第百三三号)第一条の規定による改正前の」を削る。

第二十四条第一項中「改正前政令第八条第一項」を「第四条第一号イから八まで」に改める。

第二十五条中「改正前政令」を「令」に改める。

第二十九条第一項中「法第三十二条第一項及び第三十八条第一項に規定する場合のほか」を削り、「の」を「のいずれか」に改め、同項中第四号を第十号とし、第一号から第三号までを六号ずつ繰り下げ、第一号から第六号までとして次の六号を加える。

一 不正の行為によつて入居したとき。

二 家賃を三月以上滞納したとき。

三 故意又は過失により公営住宅又は共同施設をき損したとき。

四 入居決定を受けた公営住宅を転賃し、その入居の権利を譲渡し、その用途を変更し、又は知事の承認を得ずに他の用途に併用したとき。

五 第二十条又は第二十一条の規定に違反したとき。

六 第二十三条の承認を得ずに公営住宅の模様替え又は増築を行ったとき。

第二十九条第一項に次の一号を加える。

十一 法第三十五条の公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると知事が認めるとき。

第二十九条第三項中「法第三十二条第一項第一号」を「第一項第一号」に、「第一項の」を「同項の」に改め、同条第四項中「法第三十二条第一項各号(第一号及び第五号を除く。)」又は「第一項各号」を「第一項各号(第一号及び第十一号を除く。)」に改める。  
 第三十六条及び第三十六条の四中「第二十九条」の下に「(第一項第十一号を除く。)」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)附則第五条各号に掲げる者に係る改正後の第二十四条第一項及び第二十五条の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、同項中「第四条第一号イから八までに規定する金額」とあるのは「二十六万八千円(公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の令第八条第一項第三号に掲げる場合にあつては、二十万円)」と、第二十五条中「令第八条第二項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の令第八条第二項」と読み替えるものとする。

平成二十四年十月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社